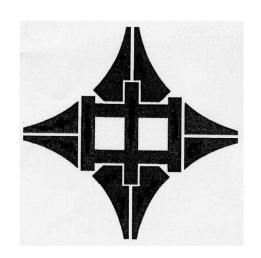
別府中学校部活動に係る活動方針



枕崎市立別府中学校 令和6年4月

はじめに

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」,文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」,鹿児島県教育委員会の「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」,「枕崎市部活動の在り方に関する方針」を参考に,本校における部活動の運営の方針を策定する。

1 本方針策定の趣旨等

- (1) 部活動の教育的意義
 - ア 部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、部活動の指導者(顧問、部活動 指導員及び外部指導者等をいう。以下同じ。)の指導の下、学校教育の一環とし て教育課程との関連を図りながら行われ、生徒の健全育成やスポーツ及び芸術 文化等の振興に大きく寄与してきた。
 - イ 体力や技能の向上を図る目的以外にも,異年齢との交流の中で,生徒同士や 生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり,学習意欲の向上や自己 肯定感,責任感,連帯感の涵養に資したりするなど,生徒の多様な学びの場と して,また,部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等,その教育的意義 が大きい。

(2) 部活動運営上の課題

- ア 今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えている。とりわけ、 少子化が進展する中、生徒数の減少が進む本校の部活動においても、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきている。
- イ 部活動においては、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心 や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能な ものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツや芸術文化等の活 動を行うことができるよう努める必要がある。
- ウ 部活動の指導については、生徒の人権に十分に配慮するとともに、体罰はいかなる場合にも行ってはならないものであり、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な影響を与える行為であることを改めて認識し体罰等を絶対に行わない適切な指導に取り組む必要がある。
- (3) 部活動の運営にあたり留意するべき事項
 - ア 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち,部活動が以下の点を重視して,目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを 目指す。
 - 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、学校教育の意義 を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動 習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなス

ポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。また、全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

- 生徒の自主的,自発的な参加により行われ,学校教育の一環として教育課程との関連を図り,合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし,生徒の自主性・自発性を尊重し,部活動への参加を義務づけたり,活動を強制したりすることがないよう,留意すること。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- イ 本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に 取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針の策定等
 - ア 校長は、国、県、市が策定した「部活動の在り方に関する方針」等に則り、毎年度「別府中学校部活動に係る活動方針」を策定する。
 - イ 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎 月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日等)を作成 し、校長に提出する。また、計画に変更がある場合も、速やかに校長に届ける。
 - ウ 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表 する。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - ア 校長は、生徒の実態、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指 導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に 持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
 - イ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、 教員の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意 するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を 図る。
 - ウ 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容 を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度 とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する 緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改 革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係 る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、 法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
 - ア 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - イ 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
 - ウ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的(合理的でかつ効率的・効果的)なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。
 - エ 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。
 - オ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン(等)会議や各部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- (2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部活動の指導者は、部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引や、本県が策定した「運動部活動指導の手引き(一部改訂版)」(平成29年3月)等を活用して、3(1)に基づく適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究結果や健全な心身の育成の意義も踏まえ、以下の(1)、(2)を基準と

する。

(1) 休養日の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分 な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことがで きるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 働き方改革を推進する上で,夏季休業中に設定される「リフレッシュウイーク」 の期間は,原則として練習及び大会参加等を計画せず,休養日とする。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (3) 休養日・活動時間の運用について
 - ア 1(1)ア に掲げる「中学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市 教委が策定した「枕崎市部活動の在り方に関する方針」に則り、各部活動の休養 日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適 宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
 - イ 4(1)の「休養日の設定」とは別に、休養日及び活動時間等の設定について、 定期試験前後の一定期間や地域の行事等、学校や地域の実態を踏まえ、部活動共 通、学校全体の部活動休養日を設けるなどの工夫をする。
 - ウ 部活動の指導の際は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、万全の安全対策を講じる。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
 - ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏ま え、次のことに留意し、適切な部活動の設置を検討する。
 - (ア) 運動部

顧問や活動場所等の確保など可能な範囲において、生徒の多様なニーズに応じた活動を安全に行うことができる運動部の設置について検討する。

(4) 文化部

友達と楽しめる、適度な頻度で行える等生徒が参加しやすいような多様なレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

- (2) 地域との連携等
 - ア 生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や 地域の実態に応じて、体育館、社会教育施設、文化施設の活用や地域の人々の協

カや,スポーツ団体・芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携,保護者の理解と協力,民間事業者の活用等による,学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った,学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

- イ 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育,スポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で, こうした取組を推進することについて,保護者の理解と協力を促す。
- ウ 顧問は、年度当初の保護者会等を通じて担当する部活動に係る活動方針や年間 の活動計画等について保護者等に理解と協力を得る。

5 学校単位で参加する大会等について

- (1) 土日及び休日,平日問わず,すべての大会への参加は,原則として年間12回程度を上限とする。中体連主催の大会(地区・新人),地区や県,九州の代表として上位大会に参加する場合は,上記の12回に含まない。練習試合に関しては,4(1)の「休養日の設定」を原則として,基本的には午前または午後の3時間程度で計画する。やむを得ず,4時間を超える練習試合を行う場合は,事前に校長に届け出ることとし、原則として前後の週で土日両日とも休養日とする。
- (2) 後援会等が開催する大会の主催者は、本方針の趣旨を踏まえ、規模もしくは日程等の在り方、ボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方等に関する見直しについて検討する。
- (3) 県中学校体育連盟など県の部活動に関わる組織及び市教委が定める上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

この方針は、本校において適切で持続可能な部活動の運営体制を構築するために必要なことを定めたものであり、全ての部活動において、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにし、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心の創造性の涵養を実現することを目指すものである。

本方針を基に、保護者や地域、市教委、関係団体等と密接に連携し、本校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動が行われるよう工夫し、生徒一人一人を主人公とした部活動の推進を図ることとする。